鏡石町、低幅交通費助成のご案内

鏡石町では、妊婦の経済的負担を軽減するために妊婦健康診査や医療機関受診時にかかる交通費(自動車燃 料費、タクシー利用料)を助成いたします。

【対象】鏡石町に住所を有する妊娠の届け出を行った妊婦で、妊娠後期(妊娠28週以降)から出産まで

妊婦自動車燃料費助成事業 ※鏡石町妊婦タクシー利用料助成事業でタクシー利用券を交付されている方は対象外

<助成額>

1人につき6, 000円分(1,000円券×6枚)を助成いたします。 自動車燃料券は、一度の利用で複数枚利用できますが、助成額を超える額は、利用者の負担となります。

<対象となる自動車>

- ・妊婦が所有する自動車の場合…
 - ①妊婦自ら運転する
 - ②同一世帯に居住する者もしくは配偶者が運転する※



- ・妊婦と同一世帯に居住する者もしくは配偶者が所有する自動車の場合…
 - ①妊婦自ら運転する
 - ②同一世帯に居住する者もしくは配偶者が運転する**

※妊婦が同乗する場合に限ります

<指定給油所>

1	根本石油(株)須賀川南 SS	鏡石町蒲之沢町413番地1	国道4号線下り くすりの勉強堂向かい
2	オサダ石油(株)鏡石 SS	鏡石町不時沼5番地2	国道4号線上り セブンイレブン鏡石バイパス店隣

妊婦タクシー利用料助成事業

※鏡石町妊婦自動車燃料費助成事業で自動車燃料券を交付されている方は対象外

<助成額>

1人につき6,000円分(600円券×10枚)を助成いたします。

タクシー利用券は、一度の利用で複数枚使用できますが、助成額を超える額は、利用者の負担となります。

<指定タクシー会社一覧>

1	鏡石タクシー	62-3141
2	須賀川タクシー	73-1234
3	共栄タクシー	75-3811
4	岩瀬タクシー	75-3535
5	須賀川観光タクシー	75-5151
6	オールスター観光 須賀川営業所	79-1520



【利用方法】

自動車燃料費の場合

①申込み

鏡石町妊婦自動車燃料費受給資格認定申請書に必要事項をご記入ください。

★申請に必要なもの:母子健康手帳、自動車検査証の コピー、運転免許証のコピー

②受給資格認定証と自動車燃料券の交付

申請内容を確認し、利用時に必要な受給資格認定証と 自動車燃料券を交付いたします。

③ 自動車燃料券の利用

給油前に、従業員へ自動車燃料費受給資格認定証と自動車燃料券を提示し、使用する旨を申し出てください。助成額を超える場合は、給油後に現金でお支払いいただきます。

利用にあたっての注意事項

自動車燃料券は、指定された給油所でのみ利用可能 です。

申請時に登録された車両以外使用はできません。

タクシー利用の場合

①申込み

鏡石町妊婦タクシー利用資格認定申請書に必要事項をご記入ください。

★申請に必要なもの:母子健康手帳

②利用資格認定証とタクシー利用券の交付

申請内容を確認し、利用時に必要な利用資格認定 証とタクシー利用券を交付いたします。

③ タクシー利用券の利用

乗車時に、運転手へタクシー利用資格認定証とタクシー利用券を提示し、使用する旨を申し出てください。助成額を超える場合は、下車時に現金でお支払いいただきます。

利用にあたっての注意事項

タクシー利用券は、指定されたタクシー会社での み利用可能です。

妊婦本人以外利用はできません。



※留意事項※

- ・資格認定証を破損または紛失した場合は、資格認定証再交付申請書にて再発行が可能です。
- ・氏名の変更や、町内において転居があった場合は、<u>資格認定証変更届</u>に資格認定証を添えて、町へ提出 してください。
- ・出産を終えた場合や、鏡石町から転出された場合には、<u>資格認定証返還届</u>に資格認定証を添えて、町へ返却してください。
- ・自動車燃料券およびタクシー利用券の再交付は行いません。
- ・自動車燃料券およびタクシー利用券は他人に譲渡、その他不正の目的での使用はできません。

♪問い合わせ先♪

鏡石町子育て世代包括支援センター(健康環境課) 保健師・助産師 TEL: 0248 – 62 – 2115